

「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も  
継続することを求める意見書

厚生労働省介護保険部会で、平成24年4月からの介護報酬の改定が予定されており審議されているところです。超高齢化社会を迎えて介護を担う介護職員の不足が深刻で、その処遇改善の必要性が社会問題化した平成21年度、麻生内閣によって創設された「介護職員処遇改善交付金事業」は、平成23年度で終了することになっています。

来年度の介護報酬改定にあたり、この交付金事業を継続するのか、処遇改善に相当するものを介護報酬に組み込むのかが大きな焦点といわれています。

私たちは次の2つの理由から、現在の交付金事業を平成24年度以降も継続することを求めるものです。第一に介護報酬の中に組み込めば、介護報酬の約2%に相当することとなり、このことが保険料の引き上げや利用料の増大に結びつきます。第二に介護職員の待遇改善はいまだ改善された状態にはなく、離職者が依然として高い状況が続いています。

そのため事業者は介護職員の確保に苦慮している状態です。介護報酬に組み込まれた場合、職員の処遇改善に結びつく保障がなくなります。介護報酬のアップ分を処遇改善に充てるか否かは事業者の判断次第ということになってしまいます。

このようなことから、国や関係機関に対して「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続していただくことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出します。

平成23年12月16日

奈良県生駒郡平群町議会

(提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣